

## 熊本県特定給食施設等指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）に基づく特定給食施設等を的確に把握し、法及び同法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）並びに熊本県健康増進法施行細則（平成15年熊本県規則第42号。以下「細則」という。）に基づき給食施設に対し適切な指導を行うことにより、利用者の栄養管理の質の向上に努めるとともに県民の栄養状態の改善及び健康増進を図るために必要な事項を定めるものとする。

### (指導対象)

第2条 指導対象は、次のとおりとする。

#### (1) 指導対象施設

指導対象施設は、特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので法第20条第1項に基づき規則第5条に定める施設（以下「特定給食施設」という。）及び1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満の食事を供給する施設（以下「小規模特定給食施設」という。）とする。

なお、特定給食施設及び小規模特定給食施設（以下「特定給食施設等」という。）における食数の算定については、通所利用者へ供給する給食も含めることとする。

#### (2) 指導対象者

指導対象者は、特定給食施設等の設置者、施設管理者、給食管理者、管理栄養士、栄養士及び調理師等給食担当者とする。

### (実施担当者)

第3条 特定給食施設等に対する指導の実施担当者は、法第19条に規定する熊本県保健所の栄養指導員とする。

### (指導対象施設の把握)

第4条 特定給食施設は、法第20条及び細則第3条の定めるところによるものとする。

2 知事は、小規模特定給食施設の設置者に当該施設における給食の開始、変更、休止及び廃止の状況について、次の届出書を求めることができる。

- (1) 小規模特定給食施設事業開始届（別記第1号様式）
- (2) 小規模特定給食施設変更届（別記第2号様式）
- (3) 小規模特定給食施設事業休止（廃止）届（別記第3号様式）

(栄養管理状況報告書)

第5条 知事は、栄養管理の実施について必要があると認めるときは、小規模特定給食施設の設置者に対し、細則第5条の規定に準じ栄養管理状況報告書の提出を求めることができる。

(指導計画)

第6条 栄養指導員は、細則第5条の規定及び前条の規定により提出された栄養管理状況報告書の集計結果を健康づくり推進課の指定した期日までに報告するとともに、給食施設等の指導にあたっては、当該報告書を十分活用し、次のことに留意して計画的な指導を行うものとする。

- (1) 栄養管理上指導の必要性の高い特定給食施設等に対して重点的に行うこと
- (2) 計画的な個別指導（巡回指導等）を行うとともに、必要に応じて集団指導を行うこと

附 則

この要綱は、平成22年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。